

市区町村別集計項目(推進体制等)

新潟県	
市区町村数	30

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所	庁内連絡会議の有無	男女共同参画に関する条例			男女共同参画に関する計画 (2021年4月1日現在で有効なもの)					
							有		無	有			無		
							条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況
						19	18	9			20				
15	100	新潟市	男女共同参画課	1	1	1	1	新潟市男女共同参画推進条例	2005年3月18日	2005年4月1日	0	第4次新潟市男女共同参画行動計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1
15	202	長岡市	人権・男女共同参画課	1	1	1	1	長岡市男女共同参画社会基本条例	2010年12月22日	2011年4月1日	0	第2次ながおか男女共同参画基本計画	2012年4月 ~ 2022年3月	1	1
15	204	三条市	地域経営課	1	2	1	1	三条市男女共同参画推進条例	2005年12月26日	2006年4月1日	0	第2次三条市男女共同参画推進プラン	2015年4月 ~ 2023年3月	0	1
15	205	柏崎市	人権啓発・男女共同参画室	1	1	1	1	柏崎市男女共同参画推進条例	2006年12月22日	2007年4月1日	0	柏崎市男女共同参画基本計画	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1
15	206	新発田市	人権啓発課	1	1	1	1	新発田市男女共同参画推進条例	2015年3月12日	2015年4月1日	0	第4次しばた男女共同参画推進プラン	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1
15	208	小千谷市	市民生活課	1	2	1	1				0	第4次おぢや男女共同参画プラン	2017年4月1日 ~ 2022年3月31日	0	1
15	209	加茂市	総務課	1	2	0	0				3				
15	210	十日町市	企画政策課	1	2	1	1				0	第3次十日町市男女共同参画基本計画「とおかまち男女平等みらいプラン」	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1
15	211	見附市	まちづくり課	1	2	1	1				0	第4次見附市男女共同参画計画	2017年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	1
15	212	村上市	生活人権室	1	2	1	0				2	第2次村上市男女共同参画計画	2018年3月 ~ 2023年2月	1	1
15	213	燕市	地域振興課	1	2	1	1	燕市男女共同参画推進条例	2014年12月25日	2015年4月1日	0	第3次燕市男女共同参画推進プラン	2017年4月 ~ 2023年3月	1	1
15	216	糸魚川市	市民環境生活課	1	2	1	1				0	第2次いといがわ男女共同参画プラン	2017年3月 ~ 2022年3月	1	1
15	217	妙高市	生涯学習課	2	2	0	1	妙高市男女共同参画社会推進条例	2004年12月16日	2004年12月16日	0	第3次妙高市男女共同参画計画(男女が共にあゆむパートナープラン2020~2029)	2020年4月 ~ 2030年3月	1	1
15	218	五泉市	企画政策課	1	2	1	1	五泉市男女共同参画推進条例	2011年3月29日	2011年4月1日	0	ごせん男女共同参画推進計画	2017年4月 ~ 2022年3月	1	1
15	222	上越市	共生まちづくり課	1	1	1	1	上越市男女共同参画基本条例	2002年3月29日	2002年4月1日	0	上越市第3次男女共同参画基本計画	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1
15	223	阿賀野市	企画財政課	1	2	1	1				0	第4次阿賀野市男女共同参画プラン	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1
15	224	佐渡市	企画課	1	2	1	1				0	第3次佐渡市男女共同参画計画	2020年4月 ~ 2025年3月	1	1
15	225	魚沼市	企画政策課	1	2	1	1				2	第4次魚沼市男女共同参画推進計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1
15	226	南魚沼市	企画政策課	1	2	1	0				0	第3次南魚沼市男女共同参画基本計画	2017年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	1
15	227	胎内市	総務課	1	2	1	1				3	第3次胎内市男女共同参画プラン21	2020年4月 ~ 2025年3月	1	1
15	307	聖籠町	総務課	1	2	1	1				0	第3次聖籠町男女共同参画推進計画	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1
15	342	弥彦村	総務課	1	2	0	0				2				0
15	361	田上町	総務課	1	2	0	0				0				0
15	385	阿賀町	総務課	1	2	0	0				0				0
15	405	出雲崎町	教育委員会教育課	2	2	0	0				0				0
15	461	湯沢町	企画政策課	1	2	0	0				0				0
15	482	津南町	津南町文化センター	2	1	0	0				0				0
15	504	刈羽村	産業政策課	1	2	0	0				2				0
15	581	関川村	総務政策課 観光・地域政策室	1	2	0	0				0				0
15	586	粟島浦村	総務課	1	2	0	0				0				0

<選択肢回答>

- 所属
1 首長部局
2 教育委員会

事務所掌

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
2 1ではない

庁内連絡会議

- 1 有
0 無

諮問機関

- 1 有
0 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2022年3月末までの制定を目的に検討中
2 2021年度以降の制定を目的に検討中
3 その他
0 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
0 一体でない

計画の策定方法

- 1 単独計画として策定
0 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定に向け検討中
0 策定予定がない、検討していない

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2021年4月1日現在で開設済の施設)					施設形態		管理・運営主体							
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理			事業運営		
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
			5						0	5	5	0	0	5	0	0	
15	100	新潟市	新潟市男女共同参画推進センター	アルザにいがた	950-0082	新潟県新潟市中央区東万代町9-1 万代市民会館3階	025-246-7713	025-246-8080	http://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/danjo/alza	○	○			○			
15	202	長岡市	長岡市男女平等推進センター	ウィルながおか	940-0062	新潟県長岡市大手通2-2-6	0258-39-2746	0258-39-2747	https://www.city.nagaoka.niigata.jp/kurashi/cate14/will/	○	○			○			
15	204	三条市	三条市男女共同参画センター		955-0844	三条市桜木町12番38号 三条ものづくり学校112号室	-	-	https://www.city.sanjo.niigata.jp/soshiki/shimimbu/chii_kikeieika/tiikishinkou/danjyokyoudousankaku/986.html	○	○			○			
15	205	柏崎市															
15	206	新発田市	新発田市男女共同参画交流ルーム		957-0053	新潟県新発田市中央町5丁目8番47号	0254-28-9630	0254-28-9670	http://www.city.shibata.lg.jp/machidukuri/jinken/danjo/1009447.html	○	○			○			
15	208	小千谷市															
15	209	加茂市															
15	210	十日町市															
15	211	見附市															
15	212	村上市															
15	213	燕市															
15	216	糸魚川市															
15	217	妙高市															
15	218	五泉市															
15	222	上越市	上越市男女共同参画推進センター	ウイズじょうえつ	943-0821	新潟県上越市土橋1914番地3 上越市市民プラザ2階	025-527-3624	025-522-8240	https://www.city.joetsu.niigata.jp/soshiki/danjo/	○	○			○			
15	223	阿賀野市															
15	224	佐渡市															
15	225	魚沼市															
15	226	南魚沼市															
15	227	胎内市															
15	307	聖籠町															
15	342	弥彦村															
15	361	田上町															
15	385	阿賀町															
15	405	出雲崎町															
15	461	湯沢町															
15	482	津南町															
15	504	刈羽村															
15	581	関川村															
15	586	粟島浦村															

市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 2

新潟県

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2021年4月1日現在で開設済の施設)														
			名称	設立年月日	職員数(人)		予算額(千円)	主 な 事 業									
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他
			5					3	3	3	5	1	2	2	0	2	
15	100	新潟市	新潟市男女共同参画推進センター	1991年8月1日	2	3	18,238	○	○	○	○		○	○		○	保育室運営
15	202	長岡市	長岡市男女平等推進センター	2001年10月1日	2	5	13,592	○	○	○	○		○			○	
15	204	三条市	三条市男女共同参画センター	2000年7月1日	0	0	45				○						
15	205	柏崎市															
15	206	新発田市	新発田市男女共同参画交流ルーム	2017年4月1日	0	0	0				○						
15	208	小千谷市															
15	209	加茂市															
15	210	十日町市															
15	211	見附市															
15	212	村上市															
15	213	燕市															
15	216	糸魚川市															
15	217	妙高市															
15	218	五泉市															
15	222	上越市	上越市男女共同参画推進センター	2001年1月4日	2	4	12,229	○	○	○	○	○		○			
15	223	阿賀野市															
15	224	佐渡市															
15	225	魚沼市															
15	226	南魚沼市															
15	227	胎内市															
15	307	聖籠町															
15	342	弥彦村															
15	361	田上町															
15	385	阿賀町															
15	405	出雲崎町															
15	461	湯沢町															
15	482	津南町															
15	504	刈羽村															
15	581	関川村															
15	586	粟島浦村															

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画に関する宣言				首長、自治会長等の状況													
			宣 言 年 月 日	宣 言 名 称	宣 言 の 形 態	市 区 長 数	うち 女性 市区 長 数	女性 比率 (%)	副 市 区 長 数	うち 女性 副市 区長 数	女性 比率 (%)	町 村 長 数	うち 女性 町村 長 数	女性 比率 (%)	副 町 村 長 数	うち 女性 副町 村長 数	女性 比率 (%)	自 治 会 長 数	うち 女性 自治 会長 数	女性 比率 (%)
			1			20	1	5.0	23	0	0.0	10	1	10.0	9	0	0.0	8,581	354	4.1
15	100	新潟市				1	0	0.0	2	0	0.0							2058	134	6.5
15	202	長岡市				1	0	0.0	2	0	0.0							955	22	2.3
15	204	三条市				1	0	0.0	1	0	0.0							222	0	0.0
15	205	柏崎市				1	0	0.0	1	0	0.0							304	5	1.6
15	206	新発田市				1	0	0.0	1	0	0.0							333	6	1.8
15	208	小千谷市				1	0	0.0	1	0	0.0							114	0	0.0
15	209	加茂市				1	1	100.0	1	0	0.0							85	0	0.0
15	210	十日町市				1	0	0.0	1	0	0.0							427	13	3.0
15	211	見附市				1	0	0.0	1	0	0.0							173	1	0.6
15	212	村上市				1	0	0.0	1	0	0.0							275	5	1.8
15	213	燕市				1	0	0.0	1	0	0.0							202	5	2.5
15	216	糸魚川市				1	0	0.0	1	0	0.0							183	3	1.6
15	217	妙高市				1	0	0.0	1	0	0.0							189	6	3.2
15	218	五泉市				1	0	0.0	1	0	0.0							384	41	10.7
15	222	上越市	2001年9月26日	男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							821	4	0.5
15	223	阿賀野市				1	0	0.0	0	0								279	9	3.2
15	224	佐渡市				1	0	0.0	1	0	0.0							591	84	14.2
15	225	魚沼市				1	0	0.0	1	0	0.0							123	1	0.8
15	226	南魚沼市				1	0	0.0	2	0	0.0							232	1	0.4
15	227	胎内市				1	0	0.0	1	0	0.0							136	1	0.7
15	307	聖籠町										1	0	0.0	1	0	0.0	37	1	2.7
15	342	弥彦村										1	0	0.0	1	0	0.0	20	0	0.0
15	361	田上町										1	0	0.0	1	0	0.0	43	1	2.3
15	385	阿賀町										1	0	0.0	1	0	0.0	119	1	0.8
15	405	出雲崎町										1	0	0.0	1	0	0.0	66	5	7.6
15	461	湯沢町										1	0	0.0	1	0	0.0	51	0	0.0
15	482	津南町										1	1	100.0	1	0	0.0	85	5	5.9
15	504	刈羽村										1	0	0.0	1	0	0.0	20	0	0.0
15	581	関川村										1	0	0.0	1	0	0.0	54	0	0.0
15	586	粟島浦村										1	0	0.0	0	0	0	0	0	0

<選択肢回答>
 男女共同参画に関する宣言
 宣言の形態
 1 首長声明
 2 議会の議決
 3 庁内連絡会議の決定
 4 その他

都 道 区	市 区	府 町 村	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8									
				議員の出生を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、取得することができる休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出生に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の短縮について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い									
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	左記で、1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以降 2. 2015年度以前	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間も短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	問4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の短縮について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い	配偶者の出生	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他	
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	左記で、1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以降 2. 2015年度以前	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間も短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	問4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の短縮について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い	配偶者の出生	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他	
15	203	柏崎市	1	柏崎市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。	柏崎市議会	1	2	2	1	新潟県柏崎市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 3 議員は、疾病、看護、介護、出産、出産の欠け、育児、送引、災害その他やむを得ない理由により出席できないときは、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。この場合において、出席を理由とする欠席は、労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項(ただし書を除く。)に規定する期間の範囲内とする。	1	新潟県柏崎市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例 (議員報酬の減額) 第3条 議員が長期にわたって議会活動をしない場合における議員報酬の額は、当該市議会議員が受けるべき議員報酬の額に、次の表に掲げる議会活動をしない期間の区分に応じた割合を乗じて得た額とする。 長期欠席の期間割合 90日を超え365日以下であるとき 100分の50 365日を超え100分の20 2 前項に規定する長期欠席の期間は、市議会の会議等を欠席した日から起算する。 3 第1項の規定は、長期欠席の期間が90日又は365日を超えた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から、市議会の会議等に出席した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)まで適用する。 (期末手当の減額) 第4条 6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)のそれぞれ前6月以内の期間において、前条の規定により議員報酬の支給を減額された日がある月の期末手当の額は、その期間に応じて支給されるべき期末手当に、長期欠席の期間に応じて、前条第1項の表に定める割合を乗じて得た額とする。 2 基準日の前6か月以内の期間において、前条第1項の表に掲げる長期欠席の期間の区分に応じた割合がある場合は、当該割合のうちいずれか低い割合を適用する。 (適用除外) 第5条 議員が欠に陥る事由により長期欠席したときは、前2条の規定は適用しない。 ① 新潟県柏崎市議会の議員その他非常勤の議員の公務(災害等)に関する条例(昭和42年条例第40号)に基づき認定された公務上の災害 ② 女性議員の出生、ただし、労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は同条第2項(ただし書を除く。)に規定する期間の範囲内とする。 ③ その他議長がやむを得ないと認める事由	1	1	1	1	1	1		
15	206	新発田市	1	新発田市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、市長の承認を得て職務遂行上又は事務処理上支障がないと認められるものについて、旧姓を使用することができる。	新発田市議会	1	2	2	1	新発田市議会会議規則(第2条第2項) 議員は、出席のために出席できないときは、出席予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から該当出席の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
15	208	小千谷市	1	小千谷市職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓を使用することができる文書等) 第2条 職員は、市長の承認を得て、法令等に抵触するおそれなく、かつ、職務遂行上又は事務処理上支障を招かぬおそれのないものについて、旧姓を使用することができる。 2 旧姓を使用することができる文書等の基準は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 既に氏名が記載されたもの (2) 職員の権利や職務に関する文書等で、職員の同一性の確認が容易にでき、旧姓使用を原因とする争争が起きるおそれがないもの (3) 専ら組織内部で使用している文書等で、容易に職員の間で同一性を確認できるもの (4) 所属長が、職務遂行上又は事務処理上支障や混乱を生じさせないおそれがないと認めるもの 3 旧姓を使用することができる文書等の基準は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 職員の身分に関係する文書等で、職員の同一性の確認が容易にでき、旧姓使用を原因とする争争が起きるおそれがないもの (2) 公権力の行使を行うもの等、職-氏名を明らかにする必要があるもの (3) 行政処分、行政指導等に関するもの (4) 給与や旅費の支給事務で、税金の源泉徴収や銀行口座の氏名等との整合性を図る必要があるもの (5) 法令等により認められないもの (6) 所属長が、職務遂行上又は事務処理上支障や混乱を生じさせないおそれがあると認めるもの	小千谷市議会	1	2	2	1	小千谷市議会会議規則 第2条2 議員は、出席のために出席できないときは、出席予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出席の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査																	
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8										
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で、1.を選択した場合、「欠席事由」として明記した規定はいつ制定されたか。	問1で、1.を選択した場合、取捨することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で、1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い										
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他								
15 209	加茂市	1	加茂市議会	1	2	3	2			2				1	1	1	1	1	1		
15 210	十日町市	2	十日町市議会	1	2	2	1	十日町市議会会議規則 (出席の届出) 第28条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産保護その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開始時までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2					1	1	1	1	1	4	
15 211	見附市	1	見附市議会	1	2	2	1	見附市議会会議規則 第90条2項 議員は出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2				1	1	1	1	1	1		
15 212	村上市	1	村上市議会	1	1	3	2	村上市職員旧姓使用取扱要綱 ○村上市職員旧姓使用取扱要綱 平成27年9月10日 訓令第17号 (趣旨) 第1条 この要綱は、一般職の職員(以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 (旧姓を使用することができる文書等) 第2条 職員は、任命権者の承認を得て、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認められる文書等に限り、旧姓を使用することができる。 2 旧姓を使用することができる文書等の基準及び旧姓を使用することができる文書等の基準は、別面に掲げるとおりとする。		2						2	2	2	2	2	2

都 道 府 市 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査															
				問1 議員の出席を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で、1.を選択した場合、「欠席事由」として明記した規定はいつ制定されたか。	問3 問1で、1.を選択した場合「取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問4 問1で、1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問5 問4で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問6 問1で1.を選択した場合、休暇期間の削減について減額の規定はあるか。	問7 問6で1.を選択した場合、削減部分の条文(本文)を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い								
コ ロ シ ド	コ ロ シ ド	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以降 2. 2015年度以前	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	問4で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問6で1.を選択した場合、休暇期間の削減について減額の規定はあるか。	問7で1.を選択した場合、削減部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
15 213	燕市	1	燕市職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓を使用することができる文書等)第2条 職員は、任命権者の承認を得て、職務遂行又は事務処理上の支障又は混乱を招くおそれのない文書等に限り旧姓を使用することができる。	新潟県燕市議会	1	2	2	1		2			1	1	1	1	1	1	1
15 216	糸魚川市	1	糸魚川市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、任命権者の承認を得て、職務遂行又は事務処理上の支障又は混乱を招くおそれのない文書等に限り旧姓を使用することができる。 2. 旧姓を使用することができる文書等の基準及び、旧姓を使用することができない文書等の基準は別表に定めるとしとする。	糸魚川市議会	1	2	2	1		2			1	1	1	1	1	1	1
15 217	妙高市	1	妙高市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、任命権者の承認を得て、職務遂行又は事務処理上の支障又は混乱を招くおそれのない文書等に限り旧姓を使用することができる。	妙高市議会	1	2	2	1		2			1	1	1	1	1	1	1
15 218	五泉市	4		五泉市議会	1	2	2	1		2			1	1	1	1	1	1	1
15 222	上越市	1	上越市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、任命権者の承認を得て、職務遂行又は事務処理上の支障又は混乱を招くおそれのない文書等に限り旧姓を使用することができる。	上越市議会	1	2	2	1		2			1	1	1	1	1	1	1
15 223	阿賀野市	1	阿賀野市職員の旧姓使用に関する要綱 第1条 この訓令は、阿賀野市職員が婚姻により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに關し必要な事項を定めるものとする。	阿賀野市議会	1	2	2	1		1			1	1	1	1	1	1	1
15 224	佐渡市	1	佐渡市職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この訓令は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職の職員(以下「職員」という。)が婚姻、妾子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに關し必要な事項を定めるものとする。	佐渡市議会	1	2	2	1		2			1	1	1	1	1	1	1
15 225	魚沼市	2		魚沼市議会	1	2	2	1		2			1	1	1	1	1	1	1

都 道 区	市 区	府 町 村	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査														
					問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8							
					議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由」として明記した規定はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問1で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問1で1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はない。以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。							
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以降 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間より短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他			
15	226	南魚沼市	1	南魚沼市議員旧姓使用取扱要綱 第1条 この訓令は、一般職の職員(臨時的任用職員及び会計年度任用職員を含む。以下「職員」という。)が婚姻、異子継続その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関し、南魚沼市職員勤務規程(平成17年訓令第31号)第3条に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。	南魚沼市議会	1	2	2	1		2						1		
15	227	胎内市	1	胎内市議員旧姓使用取扱要綱 第1条 この訓令は、一般職の職員(臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。以下「職員」という。)が婚姻、異子継続その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関し、胎内市職員勤務規程(平成17年訓令第31号)第3条に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。	胎内市議会	1	2	2	1		2							1	
15	307	聖籠町	1	聖籠町議員旧姓使用取扱要綱 (旧姓使用文書等) 第2条 旧姓を使用することができる文書、氏名札その他の記載に使用するもの(以下「文書」という。)の基準及び旧姓を使用することができない文書等の基準は、別表に掲げるとおりとする。	聖籠町議会	1	2	2	1		2								1
15	342	弥生村	4		弥生村議会	1	2	3	2		2							2	
15	361	田上町	4		田上町議会	1	2	2	1		2							1	
15	365	阿賀町	4		阿賀町議会	1	2	2	1		2							1	
15	405	出雲崎町	4		出雲崎町議会	1	2	2	1		2							1	
15	461	湯沢町	2		湯沢町議会	1	2	2	1		2							2	
15	482	津南町	4		津南町議会	1	1	3	2		2							4	

都 道 府 県	市 区 町 村	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8									
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由」として明記した規定はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、次的な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い									
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他						
15	504	刈羽村	3	刈羽村議会	1	2	2	1	刈羽村議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公疾、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の会議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 全項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の週間(参胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から届出日の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1	
15	581	関川村	1	関川村議会	1	2	2	1	関川村議会会議規則 第2条 議員は、出産のために会議に出席できないときには、出産予定日の6週間前日から届出日の日以後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出しなければならない。	2					1	1	1	1	1	4
15	588	豊島浦村	2	豊島浦村議会	1	2	3	2		2				2	2	2	2	2	2	

調査時点 議会関係は2021年7月1日(その他2021年4月1日)

市区町村		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。
市区町村	議員数	問9 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問10 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問11 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問12 問11で1.を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問13 問12で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているかどうか。	問15 議会において、通報又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあれば記入ください。	その他		
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	に1. 関する規定がハラスメント防止に規定がある倫理規程に規定している 2. 議員のハラスメント防止に関する規定がある倫理規程に規定している 3. 議員のハラスメント防止に関する規定がある倫理規程に規定している 4. その他		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、運用上も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。		
		0	2	1	1	0	0	0	1	5		1	
		0	8	4	0	0	0	0	6	6		27	
		0	0	25	0	0	0	0	23	2		2	
		30	20	0	0	0	0	0	0	17			
15100	新潟市	4	4	3					3	2		2	
15202	長岡市	4	2	3				3	1			2	
15204	三条市	4	4	3				3	4			2	
15205	柏崎市	4	4	3				3	1			2	
15206	新潟市	4	1	3				3	1			2	
15208	小千谷市	4	4	3				3	2			2	
15209	加茂市	4	2	3				2	1			2	
15210	十日町市	4	4	3				3	4			2	

都道府県	市区町村	市区町村議会の議員の自立支援体制に関する調査										地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部長又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。		
		問9 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問10 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問11 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問12 問11で1.を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問13 問12で、1.を選択した場合該当部分の案文(本文)を記入してください。	問14 男女共同参画に関する研修(ワークショップ)に関するもの以外を行っているか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選択した場合該当部分の案文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。				
	市	1. 人員及び場所の設置率は提供されている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳室に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	に1. 間. 定すハラス等るを議員向ハラスメント防止に関する取組禁止	2. する. 議員向ハラスメント防止に関する取組禁止	3. 間. をすハラス等るを議員向ハラスメント防止に関する取組禁止	4. その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認められている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことはない。	問15で、1.を選択した場合該当部分の案文(本文)を記入してください。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。
15	211 見附市	4	2	3						3	1	見附市議員旧姓使用取扱要綱 第3条 議員は、議長の承認を受けたときは、別表に掲げる事項を除き、旧姓を使用することができるものとする。	2	
15	212 村上市	4	4	3						3	3		2	市地域防災計画 ＜男女共同参画の視点に立った避難所運営＞ 避難所生活において人権を尊重することは、女性にとっても、男性にとっても必要不可欠であり、どのような状況であっても、一人ひとりの人間の尊厳、安全を守ることが重要である。避難所運営において、男女のニーズの違いに配慮するとともに、その運営に際して、女性参画を推進するものとする。また、特に男女別・物干し場、更衣室及び授乳室の配置や産後トイレの設置場所の配慮、生理用品・女性下着の女性による配布、洗面室や助産師の配布による避難場所における安否確認の確保など、男女の人権を尊重して、男女それぞれが助け合って避難生活ができるよう配慮するとともに、夜間の授乳、夜泣き対応のための部屋の確保など子育て家庭のニーズに配慮した避難所運営に努める。
15	213 鹿市	4	2	3						3	2		1	
15	216 糸魚川市	4	2	3						3	3		2	
15	217 妙高市	4	4	3						3	4		2	
15	218 坂井市	4	4	3						3	4		2	
15	222 志保市	4	2	3						1	2		2	
15	223 阿賀野市	4	4	3						3	4		2	
15	224 佐和田市	4	4	2						2	4		2	
15	225 魚沼市	4	1	3						3	4		2	
15	226 南魚沼市	4	2	3						3	4		2	
15	227 柏野市	4	7	3						7	4		7	
15	307 津軽野	4	4	3						3	4		2	
15	342 佐和田市	4	4	2						4	2		2	
15	351 田上市	4	4	3						3	2		2	
15	385 阿賀町	4	4	1	1					3	2	阿賀町議会議員政治倫理規程 (政治倫理基準) 第3条 議員は、次に掲げる各号を遵守しなければならない。 (1)町民全体の代表として、その品位と名誉を損なうような行為を行ってはならない。 (2)議会、ほかの議員及び町長に対しその名誉を毀損し、又は人権を侵害するおそれのある一切の行為を行ってはならない。 (3)その権限又は地位による影響力を行使することにより、個人及び法人並びにその他の団体・他の議員・公務員の公正な職務履行を妨げる威圧的な行為を行ってはならない。 (4)その地位を利用しての政治倫理に反する自己利益、利益誘導に走ることなく、常に町民全体の利益の実現を目的として活動しなければならない。 (5)いかなる会議においても、合理的、能率的な議論に協力し、会議を妨げる行為を行ってはならない。 (6)町及び町出身団体等が行う入札行為及び請負契約、委任契約、物品購入契約等に関し、特定業者の推薦、紹介及び介入をしてはならない。 (7)町職員(臨時職員等会計年度任用職員等を含む)の採用、昇任、異動その他の人事に干渉してはならない。 (8)地方自治法、個人情報保護法等を遵守し、議員として職務上知り得た情報をみだりに漏洩してはならない。	2	
15	405 出雲越前	4	4	3						3	4		2	
15	421 津次町	4	4	2						2	4		2	
15	422 津次町	4	4	3						3	4		3	
15	504 刈羽村	4	4	3						3	4		3	
15	581 堀川村	4	4	2						2	4		2	
15	583 鹿島津村	4	4	3						3	4		2	